

8 輸 国 第 1528 号

関税割当公表第 65 号の 3

令和 8 年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当て
（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。
以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 8 年 7 月 27 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36
号）別表第 1 第 1005.90 号に規定するもののうち、コーンスターチの製造
に使用するもの）

2 用途及び割当数量（括弧内：令和 8 年度上期のとうもろこし（コーンス
ターチ用）の関税割当てについて（令和 8 年 4 月 1 日付け 7 輸国第 4955
号関税割当公表第 65 号の 2）に基づく割当ての残量及び令和 8 年度上期の
割当て以降、令和 8 年 7 月 10 日までに返納された関税割当証明書に残存数
量がある場合の当該数量の合計）

(1) 糖 化 用	192,872 トン（うち 10,672 トン）
(2) 一 般 用	244,670 トン（うち 8,270 トン）
(3) 新規用途用	196,837 トン（うち 37 トン）
合計割当数量	634,379 トン（うち 18,979 トン）

3 通関期限 令和8年9月30日

第2 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課

農林水産省農産局地域作物課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

令和8年8月3日（月）から同月7日（金）まで（必着）

2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 その他

関税割当申請書の添付書類その他手続に関し必要な事項及び割当ての基準に関する事項については、令和8年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて（令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第65号。以下「上期手続公表」という。）によるものとする。

ただし、上期手続公表の規定に基づき、関税割当申請書及び上期手続公表第6に掲げる書類を提出した者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。